（小売電気事業者の名称および登録番号）
日産自動車株式会社［登録番号: A0936］

重要事項説明書

お客さまが日産自動車株式会社（以下「当社」といいます。）との電気需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめこの「重要事項説明書」の内容を承認のうえ、当社所定の「電気需給契約申込書」をご提出いただきます。

また、本書は、お見積書・電気需給契約申込書・電気需給契約書・当社の制定する電気需給約款とあわせて、電気事業法第２条の１３第１項に基づくご説明を差し上げるとともに、それらを同第２項に基づく書面としてお渡しするものです。なお、本書と電気需給契約書の記載が抵触する場合、電気需給契約書に記載の内容が優先されます。

1. 電気料金の算定方法

お見積書記載の電気料金額は、ご提出いただいた契約電力(kW)、過去実績電力量(kWh)データに基づき、それぞれの料金単価を乗じて試算をしております。お客さまの実際の電気ご使用状況によっては、実際の料金は変動する可能性がございます。契約種別、料金単価、供給電圧、および料金計算結果等については、お見積書をご確認ください。

電気料金は、原則として、①基本料金、②電力量料金、③再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計となります。

①基本料金：基本料金単価×契約電力×（185-力率）/100

②電力量料金：（電力量料金単価×使用電力量）±燃料費等調整額

③再生可能エネルギー発電促進賦課金：再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

詳細はお見積書および電気需給約款をご確認ください。なお、日割計算の方法その他については電気需給約款等に定めるとおりとします。

再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。

電気料金の算定期間は一般送配電事業者または配電事業者（以下「送配電事業者」といいます。）の託送供給等約款に定める計量期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます。）といたします。

現在のご契約単価とは別に、割引項目等（法人特別割引、長期割引、蓄熱割引、電化厨房割引、需給調整割引等、料金単価以外での割引）がある場合、メリット額が変動する可能性がございます。割引項目等については、事前にお申し出いただくか、現在ご契約の小売電気事業者にご確認頂きますようお願い申し上げます。

当社は、電気料金の算定にあたり、燃料費等調整額を算出し、お客さまの電気料金に反映

するものといたします。燃料費等調整額は、燃料や電力の取引価格の変動に応じて変動します。燃料費等調整額の算出方法等につきましては「電気需給約款（高圧・特別高圧）」をご確認ください。

2. 不利益事項の有無の確認

お客さまが当社から電気の供給を受けるに際し、現在ご契約の小売電気事業者との間のご契約の解約手続きが必要となります。当該解約に伴い、違約金その他精算金が発生することがあります。必ず、予め現在ご契約の小売電気事業者とのご契約条件をご確認ください。

精算金の例：ご不明な場合は、現在ご契約の小売電気事業者にご確認ください。

■ 臨時電力精算金

新規電気需給契約の供給開始、協議による契約電力増加、受電設備の総容量増加、のいずれかに該当する場合で、その時点から 1 年を経過せずに電気需給契約の需給廃止を申し込む場合、「当初から 1 年未満の電気需給契約（臨時電力契約）であった」とみなされ、1 年契約と臨時電力契約の差額精算が求められる場合がございます。また、当社への切替えまでに、契約電力の引上を実施した場合は精算金が発生する可能性がございます。予め現在ご契約の小売電気事業者に清算金の有無をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

■ 長期契約精算金

契約期間が 1 年以上の長期契約を締結されているお客さまにつきましては、当社への契約切替えと同時に違約金が発生する場合がございます。予め現在ご契約の小売電気事業者に違約金額をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

3. 料金単価の見直しについて

お客さままたは当社に不利益などが生じる場合等においては、お客さまと当社の間で協議の上、料金単価の改定を行ないます。協議開始後 3 ヶ月以内に合意に達しない場合、3 ヶ月を経過したときをもってお客さまと当社との電気需給契約は終了し、お客さまには他の小売電気事業者へ電気需給契約のお申し込みをしていただきます。詳細は、電気需給契約書等をご確認ください。

なお、電気需給契約成立前に料金単価の見直しが必要な事由が発生した場合も、お客さまと当社の間で協議の上、協議が整い次第、供給開始に向けてお手続きをいたします。協議不調の場合、当社はお申込みをお受けできない場合がございます。

4. 契約電力の決定方法

契約電力は、当社とのご契約の成立直前の既設定値、またはその「1 月」の最大需要電力と前「11 月」の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、これによりがたい事情がある場合は、使用する設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準

として、お客さまと当社の協議によって定めます。

- ■ 契約電力が 500 キロワット以上の場合
 当社とお客さまの協議により決定します。なお、料金適用開始の日以降最大需要電力が契約電力を上回る場合は、上回った月以降の契約電力を見直すものといたします。また、契約電力 500 キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合、電気需給約款に基づき、契約超過金を申し受けます。
- ■ 契約電力が 500 キロワット未満の場合
 原則として、電力使用月の最大需要電力と前 11 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

5. 託送供給等約款に定める需要者に関する遵守事項への承諾

送配電事業者のお客さまの土地等への立ち入り、電気工作物の施設場所の無償提供、調査、発電設備の運転記録及び必要な承認書の提出等にご協力頂くほか、託送供給等約款の定め、技術基準、その他送配電事業者の指示に従っていただきます。

6. 電気計器その他用品および配線工事その他の工事の費用負担

当社からの電力供給開始の前後において、送配電事業者の託送供給等約款に基づき工事費等の費用負担が発生する場合、または発生した場合、当社は一般配電事業者の指定する金額をお客さまから申し受けます。この費用は、当社が送配電事業者に支払う前に、お客さまから当社へお支払いいただきます。（3．（料金単価の見直しについて）なお書きの場合も含みます。）

なお、当社からの電力供給開始の前において、上記記載の工事費等の費用負担がお客さまに発生する旨を、送配電事業者から連絡を受けた場合、当社はその時点でお客さまへすみやかに連絡いたします。お客さまにて工事にかかる見積金額をご確認いただいた上で、工事を実施するかどうか事前にご判断ください。

7. 供給開始予定日の延期可能性、“通信設備設置や計量器等の交換”にあたる工事調整、および工期長期化ついて

イ）当社からの供給開始（切替え）は、原則、上記の計量器および通信設備設置後となります。お客さまの設備敷設状況によっては、追加機器発注や特殊工事等で、工期が延長となり、切替えまでに数ヶ月かかるケースもございます。事前にご了承をお願いいたします。

ロ）当社からの電力供給を受けるにあたり、送配電事業者またはその委託先から申込書に記載いただいたご担当者さま宛に計量器等の工事調整等の連絡が入ります。窓口となられる方には最寄りの送配電事業者営業所またはその委託先から連絡が入る旨、お伝えください。

ハ）まれに停電発生、特殊工事等発生のケースもございます。該当する場合は事前に当社または送配電事業者からお客さまへ事前協議の申入れがありますので、内容に応じてご協力をお願い申し上げます。

8. １年未満の中途解約や契約電力引き下げによる精算金発生

供給開始後もしくは契約電力の増設後１年を経過する前に電気需給契約を中途解約し、または契約電力を減設しようとする場合には、当該解約日または契約電力減設日までの供給経過日数相当の基本料金および電力量料金の２０％に相当する額を当社にお支払いいただきます。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、この限りではありません。なお、契約電力の増設および契約電力の減設とは、契約電力 500 キロワット未満の場合においては、お客さまの作為に基づくもの（契約受電設備の増減等）を指すものとします。店舗の閉鎖、移転等を予定されている需要場所がある場合は、事前に当社へお申し出をお願いいたします。

イ）３.（料金単価の見直しについて）による単価の改定の協議の不調により電気需給契約が終了するとき、または、契約期間の満了により電気需給契約が終了する場合。

ロ）お客さまの需要場所内の需要施設が非常変災等やむをえない理由により滅失した場合等、電気需給契約の維持が著しく困難な場合。

ハ）お客さまの需要場所内の施設の所有権（信託受益権等を含みます。）もしくは賃借権等の使用権をお客さまが第三者に移転する場合で、お客さまが当該第三者との間で電気需給契約の地位を承継するための協議を誠実に実施したにもかかわらず、その協議が調わないとき。

9. 期中解約金・違約金

イ）電気需給契約の供給終了日が到来する前に、お客さまが需要場所の電気の使用を廃止する場合は、当社は以下の算定式にもとづき計算された期中解約金（以下「期中解約金」といいます。）をお客さまより申し受けます。ただし、8.（１年未満の中途解約や契約電力引き下げによる精算金発生）イ)、ロ)又はハ)のいずれかに該当する場合はこの限りではございません。

期中解約金 ＝ 中途解約日が属する月から供給終了日が属する月までの月数×電気需給契約にて定める基本料金単価(円/kW) × 中途解約日が属する月の契約電力(kW) × 1.5

ロ）お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の３倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

10. 契約期間、更新、解約、変更に関する事項

項目	条件内容
契約及び更新	契約期間は供給開始日から 1 年です。契約期間満了日の 3 ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から書面による別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年毎に同一条件で継続されます。
お客さまによる解約（終了）・変更	お客さまが契約の更新を希望されない場合または解約をご希望の場合は、契約期間満了日または希望解約日の 3 ヶ月前に先立ち、書面により当社にご連絡を頂く必要がございます。
当社による解約	お客さまの契約違反、倒産の申し立て、その他電気需給契約書等で定める一定の条件に該当した場合、当社はお客さまへの催告なく電気需給契約を解約することができます。

11. 供給開始予定年月日・計量・検針・お支払条件等

項目	条件内容
供給開始の予定年月日	供給開始の予定年月日については、あらかじめお客さまと当社にて協議のうえ、電気需給契約書で定めます。
計量（計測）方法	使用電力量は、送配電事業者が取り付ける記録型電力量計の読みによるものとし、送配電事業者の託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分毎の接続供給電力量といたします。
支払方法	口座振替又は銀行振込とします。なお、お客さまと当社の間で合意した場合には、支払方法を別途設けさせていただきます。
支払日	原則として検針日を料金の支払義務の発生日として、口座振替の場合は計量日が属する月の 27 日、銀行振込の場合は計量日が属する月の 25 日までに支払うものとします。なお、お客さまと当社の間で合意した場合には、支払期日を別途設けさせていただきます。
請求書発行日	対象となる電気料金の算定期間の末日から 10 営業日以内に電子メールにて送信、または「特高・高圧 お客さまページ（biz.nissan-denki.jp）」にて掲載いたします。ただし、左記は目安であり、状況により送信の遅延が発生する場合がございます。なお紙による請求書の発行はいたしかねます。

12. 切替えにあたる主な変更点（サービス面）

(1) Web サービス

現在ご契約の小売電気事業者独自の Web サービスを受けている場合、サービスは終了となります。当社のサービス「特高・高圧 お客さまページ（biz.nissan-denki.jp)」を別途ご案内いたします。

(2) 訪問検針

当社への切替え後は、自動検針となります。当社への切替え後は、訪問検針および検針票がなくなります。

(3) CO2 排出係数

当社への切り替え後は、原則、当社のメニュー別排出係数のうち残差により作成した排出係数が適用されます。また、当該排出係数は毎年度変動いたします。但し、排出係数を特定するメニューをご契約のお客さまはこの限りではございません。詳細の数値は、最新の環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数」をご参照いただくか、当社にお問合せください。現在ご契約されている小売電気事業者の排出係数より高くなる可能性もございますので、法令対応や CSR 対策上、排出量を管理されているお客さまは事前にご確認をお願いいたします。

13. 環境価値

(1) 電気需給契約に基づき供給する電気は、当社の電源構成（主な電源種は天然ガス火力発電所等により発電された電気）の電気に FIT 非化石証書または非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）を使用することで、実質的に再生可能エネルギー100%の CO_2フリー電気の調達を実現する予定です。ただし、やむを得ない事由により、FIT 非化石証書または非 FIT 非化石証書（再エネ指定あり）が十分調達できない場合があることについて、ご承諾いただきます。

(2) 電気需給契約で供給する電気の、電源構成、非化石証書の使用状況および環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」に掲載される調整後排出係数は、当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお伝えいたします。

(3) 当社が(1)により電気をお客さまに供給することにより、非化石証書の使用により当該電気に付された環境価値がお客さまに移転されるものとします。

(4) その他詳細は、電気需給契約書等をご確認ください。

ご確認いただき、ありがとうございました。

日産自動車株式会社
（登録番号：A0936）
住所：神奈川県横浜市西区高島一丁目１番１号
問合せ先：日産自動車株式会社　日本事業統括部
TEL : 045-523-5523　　E-Mail : biz-support@nissan-denki.jp
（問合せ対応時間：9:00～18:00 （月曜日～金曜日） *年末年始を除く）

以上